

東海村在宅育児手当のご案内

村では、養育している子どもが2人以上で、特に子育ての負担が大きい低年齢児の育児を在宅で行っている在宅育児世帯（生活保護世帯を除く）に対し、在宅育児手当を支給します。下記の記載事項を確認した上で申請書等を提出してください。

1 支給要件 ※下記すべてに当てはまる場合のみ、対象となります。支給を受けるには申請が必要です。

(1) 支給対象者

- ①同一世帯の児童（生後2か月を超え、3歳未満である者のうち、その属する世帯における第2子以降である者）を在宅で養育していること。
- ②東海村に住民登録をしており（DV 避難世帯を除く）、東海村で生活をしていること。
- ③生活保護を受けていないこと。

(2) 対象児童

- ①保育所等（認可保育所・認定こども園・小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業）に入所していないこと。
- ②養育する大学卒業まで（22歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童のうち、第2子以降であること。
- ③村内に住所があり（DV 避難世帯を除く）、東海村で生活をしていること。
- ④生後2か月を超え、3歳未満であること。

2 支給額

対象となる児童1人あたり月額1万円

3 支給期間

支給要件を満たした月の翌月から支給要件を満たさなくなった月まで

※申請が遅れた場合は申請月の翌月からの支給となります。

（例）令和6年4月1日生まれの対象児童（生後2か月を超える日：令和6年5月31日、3歳になる日：令和9年3月31日）

- ①令和6年4月1日申請 ⇒ 令和6年6月分から令和9年3月分まで支給
- ②令和6年10月31日保育所退所、同月手当申請 ⇒ 令和6年11月分から令和9年3月分まで支給
- ③令和6年10月1日転入・同日申請 ⇒ 令和6年11月分から令和9年3月分まで支給

※令和7年3月31日までに支給要件を満たした方（令和7年2月1日までに生まれた対象児童や、令和7年3月31日までに転入した対象児童、途中で保育所を退所した対象児童を養育している方等）については、令和7年3月31日までに申請いただければ、支給対象月（令和6年4月分～）まで遡って支給します。

（例）令和6年1月31日生まれの対象児童分について（生後2か月を超える日：令和6年3月30日）

- ①令和6年4月1日申請 ⇒ 令和6年4月分から支給開始
- ②令和7年3月31日申請 ⇒ 令和6年4月分から支給開始
- ③令和7年4月1日申請 ⇒ 令和7年5月分から支給開始

（例）令和7年4月1日生まれの対象児童分について（生後2か月を超える日：令和7年5月31日）

- ①令和7年4月1日申請 ⇒ 令和7年6月分から支給開始
- ②令和8年3月31日申請 ⇒ 令和8年4月分から支給開始



4 支給月

10月・4月（支給月の前月までの分をまとめて支給します）

【注意】支給月の1日に住民登録がない方は申請をしていただいたとしても、支給対象外となります。

（例）子どもが4月1日に生まれ、支給要件に当てはまることから本手当の申請をした。

子どもは5月31日に2か月となったため、6月分から支給開始となった。

- ①9月31日付で他市町村に転出した ⇒ 支給対象外となります（資格喪失）。
- ②9月1日から保育所に入所することになった。住所は東海村のまま。 ⇒ 6～8月分まで支給（資格喪失）
- ③10月1日以降も引き続き在宅で養育する ⇒ 6～9月分まで支給（資格継続）

↓ 手当を受給するには申請をしていただく必要があります。詳細は裏面をご覧ください。 ↓

5 申請方法



申請書および必要書類を提出してください。提出がない場合、手当の支給はできません。

【必要な書類】

- 東海村在宅育児手当認定申請書(様式第1号)
- 振込先口座の通帳またはカードの写し(銀行コード・支店コード・口座番号・口座名義人が分かるもの)

※その他、必要に応じて資料の提出をお願いすることがあります。

※様式は、子育て支援課窓口に設置しています。ホームページからダウンロードいただくことも可能です。

6 その他

■支給事由が消滅した場合は、消滅届を提出してください。

【必要な書類】

- 東海村在宅育児手当支給事由消滅届(様式第6号)

※支給決定後も支給要件を満たすかどうか、村が定期的に確認します。支給要件を満たさなくなったことが確認できた場合は、支払いを停止することがあります。

(例)・転出する・対象児童が保育所に入所する
・対象児童と別世帯になる・生活保護になる

■対象児童が増えた場合は、額改定認定申請をしてください。

【必要な書類】

- 東海村在宅育児手当額変更承認申請書(様式第3号)

(例)すでに手当を受給しており、対象児童の
妹や弟が新しく対象児童になる。

■対象児童が減った場合は、額改定認定届を提出してください。

【必要な書類】

- 東海村在宅育児手当額変更承認申請書(様式第3号)

(例)18歳・2歳・1歳を同一世帯で養育していたが、18歳が転出することになった。
→2歳が第一子となり、対象児童から外れる。

■上記以外で認定申請時から変更があった場合は、変更届を提出してください。(住所変更等)

【必要な書類】

- 東海村在宅育児手当申請事項変更届(様式第5号)

受給確認フローチャート (令和6年度版)

令和6年4月1日において、対象児童(令和3年4月2日生～の3歳未満児)を養育している。対象児童と同一世帯である。

いいえ

はい

対象児童の他に、平成15年4月1日生ままでの子(令和6年度で22歳になる年の子)を養育しており、その子と同一世帯である。

いいえ

はい

対象児童は以下の保育施設に入所している。
■認可保育所
■認定こども園
■小規模保育事業
■家庭的保育事業
■事業所内保育事業

はい

いいえ

申請できる可能性があります。

子育て支援課まで申請・お問い合わせください。
(029-282-1711 内線1182)

はい

以下の要件を全て満たしている。
■東海村に住民登録をしております(DV避難世帯を除く)、東海村で生活をしている。
■生活保護を受けていない

いいえ

支給対象となりません

お問い合わせ先
申請先・届出先

〒319-1192 東海村東海三丁目7番1号
東海村福祉部子育て支援課(本庁舎4階) ☎029-282-1711(内線1183)